

補助金等取扱基準

補助金等の名称	産業連携事業補助金
補助事業等の目標	産業間（農林漁業、商業、工業、観光等）の連携により、地域の活性化や課題解決を図る。
補助事業等の対象者	複数の産業分野で構成され、市長が認める連携体（代表者は市内事業者）
補助対象経費	補助金の交付の対象となる産業間の連携とは、次に掲げるものとする。 (1) 複数の産業分野の連携による地域の課題解決 (2) 複数の産業分野の連携による新技術・新製品開発 (3) 複数の産業分野の連携による新サービスの提供 補助金の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。 (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 工業所有権の導入に要する経費 (4) 設計委託、ソフトウェア開発、研究委託及び外注加工に要する経費 (5) 技術指導の受入れ、試験研究に要する経費 (6) 市場調査に要する経費 (7) 展示会への出展、広報に要する経費 (8) 連携体の研究会活動における講師謝金、旅費、会場借上料 (9) 市長が特に必要と認める経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において補助対象経費の 3 分の 2 以内で、かつ、100 万円以内。ただし、同一事業が複数年度にわたり継続する場合は、補助金の交付は、最初の交付決定年度から 2 年度以内で、かつ、補助金の合計が 100 万円を超えないものとする。また、その場合は年度ごと補助金交付申請を行うものとする。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】 産業間の連携を推進するための重要施策として位置付けられているため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書及び諏訪市産業連携事業審査委員会の審査結果等をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。

補助事業等の 開始時期	平成 24 年 4 月 1 日
補助事業等の 終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 産業間の連携による地域の活性化や課題解決を図るため継続的な補助が必要。
情報の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	○この基準に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。 （1）連携体とは、日本標準産業分類における大分類において異なる分類に属している産業分野で構成されたグループをいう。 ○市長は、補助金の交付の申請があったときは、その交付の可否を決定するために、当該申請に係る産業連携事業内容について、諏訪市産業連携事業審査委員会設置要綱（平成 24 年諏訪市告示第 112 号）に規定する諏訪市産業連携事業審査委員会に諮るものとする。 ○市税等を滞納している市内事業者は、補助対象者から除くものとする。
提出書類	(1) 諏訪市産業連携事業補助金交付申請書（様式第 2 号－1） (2) 諏訪市産業連携事業実績報告書（様式第 5 号－1） (3) 諏訪市産業連携事業決算書 (4) 産業連携事業の過程を判別できる証拠書類（写真、実験結果等） (5) 連携体構成事業者の概要を記載した書類 (6) 申請の日の属する年度及びその前年度における市税の納税証明書（市内事業者のもの。） (7) その他市長が特に必要と認める書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成 24 年 4 月 1 日 制定

平成 24 年 9 月 27 日 一部改正

令和 6 年 3 月 29 日 一部改正（令和 6 年 4 月 1 日 施行）

令和 7 年 3 月 18 日 一部改正（令和 7 年 4 月 1 日 施行）